

第1章 総則

第1条（目的）

1. 企業組合コンピュータユニオン（Cooperative computer union、以下「Ccu」といいます。）は、この本利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、Web システムサービスを提供します。
2. 利用規約と個別の契約書の規定が異なるときは、個別の契約書の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

利用規約においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、利用規約に基づき Ccu が、SaaS サービス事業者として契約者に提供する後記「Web システムサービスの内容」に基づき Ccu が提供するサービス。
- (2) 「契約者」とは、利用規約に基づき利用契約を Ccu と締結する者。
- (3) 「利用者」とは、利用規約に基づき本サービスを利用する者。
- (4) 「利用契約」とは、利用規約に基づき Ccu と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約。
- (5) 「利用契約等」とは、利用契約および利用規約。
- (6) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (7) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、Ccu または Ccu が委託する第三者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (8) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備および本サービスを提供するために Ccu が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線。
- (9) 「消費税等」とは、消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課。
- (10) 「利用者 I D」とは、利用者を識別するために用いられる符号。
- (11) 「パスワード」とは、利用者 I D と組み合わせて、利用者を識別するために用いられる符号。

第3条（通知）

1. Ccu から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は Ccu のホームページに掲載するなど、Ccu が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、Ccu から契約者への通知を電子メールの送信又は Ccu のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（利用規約の変更）

1. Ccu は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. Ccu は、前項の変更を行う場合には、30 日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ Ccu の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡および担保提供してはならないものとします。

第6条（管轄裁判所）

契約者と Ccu の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。

第2章 契約の締結等

第9条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、Ccu 所定の「Web システムサービス利用申込書」（以下「利用申込書」といいます。）を Ccu に提出し、Ccu がこれに対し Ccu 所定の方法による承諾の Web システムサービス利用申込受付通知書（以下「利用申込受付通知書」といいます。）を交付したときに成立するものとします。

なお、本サービスの利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、Ccu は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. Ccu は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者および契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込内容又は利用変更申込内容に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき

(4)その他 Ccu が不相当と判断したとき

第 10 条（変更通知）

1. 契約者は、その名称、本部所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込内容の契約者にかかわる事項に変更があるときは、Ccu の定める方法により変更予定日の 30 日前までに Ccu に通知するものとします。
2. Ccu は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 11 条（一時的な中断および提供停止）

1. Ccu は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断、または停止することができるものとします。
 - (1)本サービス用設備等の故障等による場合
 - (2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3)その他、戦争、暴動、天災地変等不可抗力により本サービスを提供できなくなった場合
2. Ccu は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に 30 日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. Ccu は、契約者が第 15 条（Ccu からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. Ccu は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 12 条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用申込書に記載された期間とします。ただし、Ccu が定める方法により期間満了の 1 ヶ月前までに契約者又は Ccu から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. Ccu は、本サービスの利用期間満了の 30 日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容および利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

第 13 条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、試用期間を除き、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して 10 か月とします。

2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第14条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、Ccuが定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括してCcuに支払うものとします。

第14条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の1ヶ月前までにCcuが定める方法によりCcuに通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知がCcuに到達した日より1ヶ月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知がCcuに到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第15条（Ccuからの利用契約の解約）

1. Ccuは、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (2) 利用契約等に基づく債務を履行せず、Ccuから相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - (3) Ccuへの通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあったことが判明した場合
 - (4) その他利用契約等を遵守しないとき
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、Ccuが定める日までにこれを支払うものとします。

第16条（本サービスの廃止等）

1. Ccuは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 廃止日の1年前までに契約者に通知した場合
 - (2) 戦争、暴動、天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、Ccuは、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を月割計算（月の途中の場合は切り上げによる）にて契約者に返還するものとします。

第17条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたってCcuから提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全

部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。) を利用契約終了後直ちに Ccu に廃棄し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. Ccu は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、Ccu の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第18条（本サービスの内容）

1. Ccu が一般的に提供する本サービスの内容は、後記「Web システムサービスの内容」に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの内容は、利用契約にて定めるものとします。
2. Ccu は、本サービスの内容を変更することがあります。このとき、契約者は、当該サービスの内容の変更があることを了承するものとし、本サービスの内容は、変更後の内容となるものとします。
3. Ccu は、前項の変更を行うにあたり利用規約の変更を伴う場合、60 日の予告期間をおいて、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
4. 前項に関わらず、Ccu が利用規約の変更内容が契約者の不利益にならないと判断した場合、Ccu は、30 日の予告期間をおいて、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知できるものとします。
5. 契約者は以下の事項を含む本利用規約の内容を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第36条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに Ccu に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) Ccu に起因しない本サービスの不具合については、Ccu は、一切その責を免れること
6. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。本サービスに関する知的財産権は、Ccu または Ccu への権利許諾者に帰属するものとします。

第19条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第20条（本サービス外のサービス）

本サービスの利用に関連して、本サービスに含まれない各種サービスの利用を契約者が希望する場合には、別途お客様と Ccu にて取り決め、個別の契約を締結するものとします。

第4章 利用料金

第21条（本サービスの利用料金および算定方法等）

1. 本サービスの利用料金および算定方法等は、利用申込受付通知書のサービス利用料記載の通りとします。
2. Ccu は、本サービスの利用料金および算定方法等を、変更することがあります。このとき、契約者は、利用料金および算定方法の変更があることを了承するものとし、本サービスの利用料金は、当該変更後の内容となるものとします。
3. Ccu は、前項の変更を行う場合は、3か月の予告期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知するものとします。
4. 前項に関わらず、Ccu が本サービスの利用料金および算定方式等の変更内容が契約者の不利益にならないと判断した場合には、Ccu は1ヶ月の予告期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知できるものとします。

第22条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、利用申込受付通知書のサービス利用料記載に定める利用料金およびこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、Ccu は、第11条（一時的な中断および提供停止）第3項に従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第11条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払をするものとします。

第23条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を、Ccu からの請求書に従い Ccu が指定する期日までに Ccu の指定する方法で支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
2. 契約者と金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、Ccu は一切の責任を負わないものとします。

第24条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、Ccu が指定する期日までに Ccu の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第25条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により Ccu に損害を与えた場合、Ccu に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第26条（責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して Ccu へ通知するものとし、本サービスの契約に関する Ccu との連絡・確認等は、責任者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、利用申込書に記載した責任者に変更が生じた場合、Ccu に対し、利用申込書の送付または電子メールの送信により速やかに通知するものとします。

第27条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の責任において、Ccu が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、Ccu は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. Ccu は、Ccu が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第28条（利用者IDおよびパスワード）

1. 契約者は、利用者IDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、名義変更、売買、質入、共有等をしないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。利用者IDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、Ccu は一切の責任を負わないものとします。契約者の利用者IDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者の利用者IDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、このことにより Ccu が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、Ccu の故意又は過失により利用者IDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第29条（バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、Ccuが行うデータのバックアップサービスを除き、Ccuはかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第30条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (2) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (3) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はCcu若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (5) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (6) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (7) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長するような行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにCcuに通知するものとします。
3. Ccuは、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。

ただし、Ccuは、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 Ccuの義務等

第31条（善管注意義務）

Ccuは、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第32条（本サービス用設備等の障害等）

1. Ccuは、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. Ccuは、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続するCcuが借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事

業者に修理又は復旧を指示するものとします。

3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および Ccu は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえで実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第33条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者および Ccu は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者および Ccu は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および Ccu は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。
5. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとします。

第34条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者および Ccu は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報については、個人情報保護法、その他の法令に従い適正に取り扱います。
2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第35条（損害賠償の範囲）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、Ccu が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、Ccu の責に帰すべき事由により又は Ccu が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した損害に限定され、損害賠償の額は当該本サービスに係わる利用料金の1年分を超えないものとし、ます。

ただし、契約者の Ccu に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には、契約者が第32条（本サービス用設備等の障害等）第3項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとし、ます。なお、Ccu の責に帰することができない事由から生じた損害、Ccu の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について Ccu は、賠償責任を負わないものとし、ます。

第36条（免責）

1. 本サービスの提供にあたり利用契約等に関して Ccu が負う責任は、第35条（損害賠償の制限）の範囲に限られるものとし、Ccu は、以下の各号の事由により契約者等に発生した損害については、賠償の責任を負わないものとし、ます。
 - (1) 天災地変、戦争、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) Ccu が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (5) 本サービス用設備のうち Ccu の製造に係らないソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS) およびデータベースに起因して発生した損害
 - (6) 本サービス用設備のうち、Ccu の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (9) その他 Ccu の責に帰すべからざる事由
2. Ccu は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとし、ます。

第37条（サービスレベル）

1. Ccu は、別紙「Web会計システムサービスのご案内」記載の「サービスレベル」（以下「サービレベル」といいます。）の基準を満たすよう、努力を払って本サービスを提供し、ます。

2. **Ccu** は、サービスレベルを随時変更することがあります。なお、この場合には、サービスレベルの内容は、変更後の新サービスレベルを適用するものとします。
3. **Ccu** は、前項の変更を行う場合は、60 日の予告期間をおいて、変更後の新サービスレベルの内容を契約者に通知するものとします。
4. 前項に関わらず、**Ccu** がサービスレベルの変更内容が契約者の不利益にならないと判断した場合、**Ccu** は、30 日の予告期間をおいて、変更後の新サービスレベルの内容を契約者に通知するものとします。
5. サービスレベル指標は、利用契約等で除外されているサービスおよび免責事項に起因する場合は適用されません。

附則

1. この利用規約は、2011 年 8 月 1 日から実施します。